

令和6年 第2回湯沢町教育委員会定例会会議録

1 日時場所 令和6年2月27日(火) 午後3時00分より
湯沢学園 2階 会議室

2 出席者

委 員：種村公夫教育長、南雲敬一委員、上村麻美委員、高橋延次委員、富沢清美委員
説明員：古川子育て教育部長、田村子育て支援課長、南雲認定こども園長、角谷教育係長、
岡村管理指導主事

3 開 会

午後3時00分

4 議事録署名委員、日程の承認

令和6年第2回教育委員会の議事録署名委員を種村教育長、上村麻美委員とする。

議案3件、報告連絡事項とする。日程及び議事順序を承認。

5 議案審査

議案第1号 令和4年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価報告書について
(教育長) 議案第1号令和4年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価報告書について、事務局お願いします。

(子育て教育部長) それでは、議案第1号について、次第を1枚めくっていただきたいと思います。教育委員会議案第1号令和4年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価報告書については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、点検評価報告書を作成し、湯沢町議会に提出するものです。これは毎年行っておりまして、3月の議会に提出し、6月の総文の常任委員会で説明しております。では、めくっていただき、令和4年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価報告書です。表紙をめくっていただき、読ませていただきます。保小中一貫教育が本格スタートして7年目を迎え、教育委員会、認定こども園、小学校、中学校の連携を深め、家庭、地域と協働して、保小中の連続性のある教育体制の充実を図りましたが、年度前半は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、認定こども園において21回のクラス休園を実施し、小学校では3回、中学校においても1回の学級閉鎖等を実施しました。また、マグナ教育交流が3年連続で中止と

なるなど、各所における行事、イベント等の延期、中止及び開催規模の縮小の対応が必要となりました。年度後半は感染症の拡大が落ち着き、徐々にイベント等ができるようになりましたが、1年を通して三密の回避、施設及び手指の消毒等の感染防止対策の徹底に取り組みました。令和4年度における決算額は、児童福祉費8億9,079万7,000円、教育費4億2,198万3,000円となり、町の決算額に占める割合は14.7%でした。児童福祉費の内訳は、子育て総合支援費に1,461万6,000円、児童クラブ費に974万9,000円、認定こども園の運営管理費として2億9,274万6,000円などとなっております。また、児童クラブと子育て支援センターが入った新施設、子育て支援棟建設事業費4億3,604万1,000円が支出しました。教育費の内訳は、学校関係では奨学金等就学奨励費2,177万6,000円、小学校、中学校に係る費用として学園管理費1億3,149万3,000円、学園振興費2,236万9,000円、学校給食事業費9,041万3,000円となっています。社会教育関係は、公民館費4,893万3,000円、うち全国童画展事業費359万6,000円で、文化財保護費1,794万3,000円のうち、雪国館の指定管理料として湯沢町観光まちづくり機構へ967万6,000円、生涯スポーツ推進費2,186万8,000円のうち、湯沢町総合型地域スポーツクラブユースボ！への体育事業のため1,649万3,000円を支出しました。また、令和4年度より保育園（3歳未満児クラスを除く）、小学校、中学校における第2子以降の園児、児童及び生徒に対する給食費の無償化を実施しました。こども園は飛ばせていただき、教育課では令和5年度から実施される中学校部活動の段階的地域移行及び部活動数の適正化を検討、協議するための湯沢町部活動検討委員会を設置し、5回の会議を開催しました。湯沢学園は、保小中一貫教育が本格スタートして7年目、5つの小学校を統合し、小中一貫教育がスタートしてからは9年目となりました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、小中学校で4回、延べ11日間の学級閉鎖等を実施しました。コミュニティ・スクール、学校運営協議会では、年6回の会議を行い、11月には湯沢学園の児童生徒の代表者、教職員の代表者が参加した拡大学校運営協議会を開催しました。あいさつ運動ではあいさつ標語を活用し、ポスターとチラシを使って啓発活動に取り組みました。また、連合会の研修に参加し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を学ぶ機会を持ちました。学力と学習状況について全国学力・学習状況調査等の結果では、中学校は国語、数学、理科ともに全国平均を超ましたが、小学校は教科によって全国平均を超えるものと達しないものがありました。全体の児童生徒数が少ないため、年度や教科によるばらつきもあって、学力向上は引き続いての課題です。学校生活において自己肯定感が低いことも統合前から課題となっていましたが、少しづつ改善しつつある状況も見られます。いじめ・不登校状況について、いじめは、小学校で10件、中学校で8件が報告され、個別指導を中心に学年集会などで指導し、収束に向かいました。

不登校は、これは病気を除く30日以上の欠席が、小学校で4名、中学校で9名発生し、登校への働きかけを継続しました。ほかに暴力行為を小学校で15件、中学校で3件報告しました。次に公民館事業について、令和3年度に実施予定だった成人式は5月7日に実施され、36名の新成人が参加しました。令和4年度からは成人年齢が二十歳から18歳に引き下げられたことにより、「二十歳のつどい」と名称を変更し8月14日に予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により10月9日に延期となりました。第2部のZoomも含め、41名の参加がありました。9月4日には町内音楽愛好家によるふれあいコンサートが実施され、130人の方が来場、鑑賞されました。11月3日から5日まで湯沢町総合文化祭を開催し、255点の作品が展示され、文化祭期間にはミニほうき作り体験、塩沢紬の貼り絵体験、はがき絵体験にも多くの方が参加しました。公民館講座の長期講座では、学習の講座が7講座、趣味の講座が5講座開催されました。短期講座は1講座、子供対象の短期講座は5講座開催されました。公民館図書室の利用は、年度末で登録者数は2,054名で、貸出しへは7,938冊でした。魚沼定住自立圏構想による魚沼市との図書館等の相互利用に関する協定を平成31年4月に取り交わし、既に協定を締結している南魚沼市に加え、2市1町で相互利用が可能となっております。南魚沼市図書館との相互利用では、湯沢町民の南魚沼市図書館利用は、登録者946名、貸出し9,151冊、南魚沼市民の湯沢町公民館図書室利用は、登録者49名、貸出し127冊でした。魚沼市との相互利用は、登録者、貸出しともに実績なしでした。地区館事業について、三国、三俣地区のスポーツ大会、土樽、神立、湯沢地区的運動会は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりました。少子高齢化や核家族化が進み、地域における人ととのつながりが希薄化する中、各地区館事業の継続を図り、地域のコミュニティ活動の活性化を推進していきます。全国童画展は、例年3月に実施していた越後湯沢全国童画展の表彰式、作品展が新型コロナウイルス感染症の影響で、前回、第25回の4月開が概ね良好であったことから、第26回展も4月23日から5月の3日まで湯沢町公民館において開催し、455名の方から来館をいただきました。第26回展買上賞、寄贈の作品展示を新潟ふるさと村でも開催しました。令和4年度に実施した第27回越後湯沢全国童画展作品募集には、全国から272点の作品をお寄せいただきました。審査会は3月に実施し、表彰式、作品展は令和5年度に実施することとなりました。文化財保護については、新潟県指定文化財、三国街道脇本陣跡池田家が町へ寄贈されて5年目を迎えましたが、令和4年度は管理人が交代し、4月から11月までの営業に戻り、304名の入館となりました。雪国館は、指定管理者の湯沢町観光まちづくり機構が運営しており、様々な企画展、体験事業等を実施して利用者の増加に努めました。新型コロナウイルス感染症の影響下ではありましたが、入館者は令和元年度の8割程度に回復しました。令和5年度から令和9

年度までの雪国館の指定管理者を公募型プロポーザルで決定しました。また、5年度で実施する雪国館改修工事の詳細設計を行いました。スポーツ振興では、令和5年度から実施される中学校部活動の地域移行運営主体を総合型地域スポーツクラブユースポ！に決定しました。子育て支援関連では、総合子育て支援センター、「愛称ジャンプラネット」は、専任の保健師と保育士が常駐し、相談業務等に迅速に対応できるほか、湯沢学園内にあり、保健師や保育士、教職員との情報共有を図ることができ、支援が必要な園児、児童生徒とその家庭に的確な支援を行いました。ひろば事業としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を取りながら、育児講座、親カフェ、親子教室などの事業を実施し、広場も通常開放で実施しました。令和4年度はペアレントトレーニング講座、ぽぽらたいむ、プレママ教室を新たに開始しました。一時預かり事業では年間を通じて利用者が多く、会計年度任用職員を配置し利用ニーズに対応しました。また、平成29年度から療育発達支援事業として、年長児対象の小学校生活を想定した体験教室ののびのび教室を実施し、学校生活に求められる適切な態度を身に付け、緩やかに順応できるよう行いました。令和4年度は子育て支援棟を建築し、令和5年3月23日に竣工、総合子育て支援センターと放課後児童クラブを移転しました。湯沢認定こども園は、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、年少児、年中児、年長児はそれぞれにバス遠足、親子遠足、親子で遊ぼうを行いました。1歳児、2歳児は、親子行事を楽しみました。3歳以上児クラスの運動会を第2グラウンドで行いました。年中児は、秋のお楽しみ遠足に行きました。10月に、年長児お楽しみ会を行いました。3歳以上児クラスの発表会では、観客の人数制限を行いながら学年ごとの発表にし、検温、マスク着用、手指の消毒、ソーシャルディスタンスを徹底し、短い時間ではありますが保護者が来場され、園児の表現活動、踊り、劇遊び、歌をご覧いただきました。夏は川遊びやプール遊びを行いました。冬は雪遊びを十分楽しみました。開園時から始めた、預かり時間の拡充、7時半から19時まで休日保育、年末年始を除く全ての休日などのサービスも保育士のシフト対応等の協力で実施できており、引き続きサービスの充実に努めます。3月は、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながら、卒園式は卒園児と保護者、来賓にも参加いただき実施しました。入園児数は未満児の入園率が増加しており、今後もその傾向は続く見込みです。子育て支援センター、児童クラブ新施設建設により、こども園の保育面積を増やし、定員の増を図りました。以上です。

(教育長) 次のページはいいですか。

(子育て教育部長) これ町の評価委員会で行っている事業評価の評価結果になります。こちらでこの事業評価に提出して、評価を受けているものは全て評価委員会の評価結果では継続ということになっております。以上です。

(教育長) ありがとうございました。1号議案について事務局から説明をいただきました。

これは、この後議会に提出されるということですか。

(子育て教育部長) そうです。決裁を回して、議会に提出します。

(教育長) 教育委員会で審議いただき、議会に提出され昨年度の事業報告となります。確認しておきたいこと、質問等ございましたら挙手をお願いいたします。ご報告いただいたことについて、何かご意見等ございましたらお願いいたします。

(委員) 3ページのいじめ、不登校の関係ですが、暴力行為というのは具体的にどんな程度の暴力なのか。

(管理指導主事) 一方的にやられるばかりであればいじめになるのですが、お互にやり合った子供同士の暴力行為になります。トラブルがあった子を引き離そうとした先生の腹を蹴って、肋骨を痛めるといった事案がありました。あと、戸を壊してしまったという器物破損の事例もこの件数に入っています。

(教育長) よろしいでしょうか。他に質問、ご意見がなければ、この形で議会に報告されるということです。ご承認いただける方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

(教育長) では、全員賛成ということで第1号議案については承認されました。

議案第2号 「子育て教育の日」の教育委員会規則の制定について

(教育長) 続きまして、議案第2号「子育て教育の日」の教育委員会規則の制定について、事務局お願いいたします。

(子育て教育部長) 教育委員会議案第2号湯沢町子育て教育の日にに関する規則をご覧ください。間もなく3月議会が開催されますが、その中の一般質問で渡辺議員の質問があり、「ここ数年の学園での問題、課題において大切なことは、学園、家庭、地域の役割分担をしつかり出すことではないかと思うが、お考えを伺う」という質問が出ております。それに関して教育長の答弁として考えているのが、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を自覚し、より教育的に子供をよりよく育てるための役割を果たそうとする湯沢町の機運を高めることが湯沢学園をよりよくしていく原動力となるという答弁の内容でした。今回、その一環として湯沢町子育て教育の日の規則の制定について、議案として上げさせていただいております。それでは、この規則、条文を読み上げていきます。まず、目的です。第1条、この規則は、湯沢町子育て教育の日を設けること等により、教育機関、家庭及び地域が一体となって行ってきた取組の成果を自覚及び共有し、本町におけるさらなる教育の充実及び発展に寄与することを目的とする。湯沢町教育の日、第2条です。教育に対する町民の関

心及び理解を深めるため、湯沢町子育て教育の日を設ける。2項、湯沢町子育て教育の日は、11月1日とする。湯沢町教育月間。第3条、湯沢町子育て教育の日の趣旨にふさわしい活動を重点的に実施する期間として、11月を湯沢町教育月間とする。その他。第4条、この規則に定めるもののほか、必要な事項は、湯沢町教育委員会が別に定める。附則。この規則は、令和6年4月1日から施行する。以上です。

(教育長) ありがとうございました。若干訂正を若干お願いします。2番目の「湯沢町教育の日」「子育て」の言葉が抜けているので、「湯沢町子育て教育の日」と「子育て」を追加いただけますでしょうか。お願いします。

(どこの声あり)

(教育長) 第2条の上に「子育て」の言葉が抜けているので、そこを追加してください。これは、昨年12月に新潟県が教育の日を制定いたしました。それを基に制定するもので、県と同じ日の設定、期間設定になっております。加えて、調べたところですと県内で6市町村が現在同様の教育の日を制定しており、それぞれ目的の達成のためにいろんな企画をしているというところで今年度はいろいろと教育委員の皆さんにもご心配をおかけしましたが、やはり改めて湯沢学園の取組をオープンにすることにより、皆様から心を一つにして子供たちの成長を見守っていただければという願いから制定するものであります。ご審議の上、ご承認をお願いしたいと考えております。それでは、本規則についてご質問のある方おられましたら挙手をお願いいたします。

(委員) 子育て教育の日は、具体的に何かをする予定があるのですか。

(教育長) これまで教育フェスティバルを学園でやっておりましたが、今年の場合ですと午前中の小学校の学習発表会と午後の中学の合唱祭の総称として行っておりました。実は第1回の教育フェスティバルは平成25年12月5日にカルチャーセンターで行ったのですが、覚えておられますでしょうか。実は湯沢学園を立ち上げる前に、12月にカルチャーセンターを使って、子供たちだけでなくそれから関係する皆様方、保護者、地域住民、全部で1,000人集め、湯沢学園をどんな学校にしたいと考えているのかを紹介したり、子供たちの頑張っているところを発表してもらったりするイベントを行いました。このときは町民の皆さんにも広く声をかけて動き出したのですが、実際統合した後は学校運営協議会主催のイベントとコラボしたり名前はずつと残っていましたが、今現在はほとんど子供たちの発表会だけになっています。そうすると、参加するのは保護者のみになります。それも小学校の発表会は小学校の保護者のみ、コロナもあって、自分の学年のみとか、そんな形で学園の取組を広くお伝えするにはちょっと弱いかなど。特に応援していただいているボランティアの皆さんとか、関係している団体の皆様方とか、それから組織として議会をはじめ

として応援していただいている皆様方に、今湯沢学園はこんな状態です、こんなふうに子供たちは頑張っています、ということをお伝えすることで日頃の感謝を伝えたり、その後のご協力をお願いしたりしていくという場が欲しいなと考えております。そんな意味で、実は来年度、令和6年度は11月2日の日に学習発表会等予定していますので、合唱祭を少し時間を早めていただき、午前中小学校の発表会、午後に中学校の合唱祭、3時半前ぐらいうから教育フェスティバルを1時間ぐらいやりたいと考えております。11月1日は、県が11月1日を教育の日としていますので、同様に定めたものであり、その日に必ずイベントをするという意味ではありませんが、その日には何らかのメッセージを出したりするようなことがあってもいいかなと思っております。学校に負担をかけることは基本的には考えていませんが、日頃頑張っている子供たちの姿を皆様に見ていただく場はあっていいかなと思っています。そのような願いで、日は11月1日、11月を教育月間とし、重点的に取り組みたいという願いから設定いたします。よろしいでしょうか。ほかにご質問はいかがでしょうか。

(管理指導主事) 確認のために発言させていただきます。第2条が「湯沢町子育て教育の日」となっておりますが、第3条は「教育月間」でいいのかどうか。

(教育長) 実は他市町村では、結構「教育の日」というふうな名称が多いのです。新潟県も「教育の日」ですが、湯沢学園の場合はこども園があって、保小中一貫教育をやっていますので、子育てという言葉を特に大事にして入れていきたいなという願いから、「子育て教育」というふうな言葉を選ばせていただきました。ただ、総じて教育活動ですので、1か月続けていくところは「子育て」はなくてもいいかなというふうに思い、特に入れていなかったのですが、統一したほうがよければ入れて制定したいと思います。いかがでしょうか。

(管理指導主事) 3条で「湯沢町子育て教育の日の趣旨にふさわしい活動を重点的に実施する期間として」と、「湯沢町子育て教育の日の趣旨に」となっているので、「11月を湯沢町子育て教育月間とする」のほうがずっと入るかなと思います。いかがでしょうか。

(教育長) 追加する方向でよろしいでしょうか。特に異存がなければ同じ趣旨でいけたらと思います。そうすると、追加する箇所の確認ですが、第3条の前の括弧、「湯沢町子育て教育月間」、それから第3条の2行目、「11月を湯沢町子育て教育月間とする」、これでこども園がなお輝いてくれることを期待したいと思います。入れるということでよろしいですか。

(異議なし)

(教育長) ほかの点でご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(委員) 2条の2の、いきなり2と出てくるのですが、1というのは。

(子育て教育部長) 1は、上のこの2条、教育に対するというところが1です。第1項の場合は表示がされない形になります。

(教育長) 法律のつくり方のルールのような意味です。それでは、議案第2号湯沢町子育て教育の日に関する規則の制定について、ご承認いただける方の挙手をお願いしてもよろしいでしょうか。

(賛成者挙手)

(教育長) ありがとうございました。では、全員賛成ということで、第2号議案は承認されました。ありがとうございました。

議案第3号 「英検の検定料の要綱」の制定について

(教育長) 続きまして、第3号議案に移ります。「英検の検定料の要項」の制定について、事務局、提案をお願いします。

(子育て教育部長) それでは、教育委員会議案第3号湯沢町英語検定料補助金交付要綱をご覧ください。先ほど渡辺議員が一般質問を用意しているという話をさせていただきましたが、渡辺議員から湯沢町に特色のある事業とか政策を考えたらどうかというような質問が出ておりました。教育長の答弁として、毎日のように子供たちが出会う外国からの観光客に対し、臆することなく向き合い、温かく迎え、また訪れたいと思ってもらえるような対応ができるように育ってほしいと願い、英語力向上に力を入れますと。それがこの湯沢町英語検定料補助金交付要綱につながるもので。それでは、条文を読ませていただきます。趣旨。第1条、この要綱は、湯沢町英語検定料補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、湯沢町補助金交付規則に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。補助金の交付目的。第2条、この補助金は、湯沢町立中学校に在籍する生徒が国際化社会で活躍できる語学力、コミュニケーション能力の育成及び学習意欲の向上を図ることを目的とする。定義。第3条、この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。1号、英語検定、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定をいう。2号、保護者、英語検定を受験する生徒を養育している者をいう。補助対象者。第4条、補助金の交付を受けることができる者は、湯沢町立湯沢中学校に在籍し、英語検定を受験した生徒（以下「受験者」という。）の保護者とする。補助対象経費。第5条、補助金交付の対象となる経費は、受験者が受験した英語検定の検定料とし、全ての級を対象とする。補助金の額等。第6条、補助金の額は、前条に規定する検定料とする。ただし、同一の試験日に複数の級を受験する場合にあっては、それらの検定料のうちいちばん高い

額とする。2項、補助金の交付は、受験者1人当たり1年度につき1回とする。補助金の交付申請等。第7条、補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、英語検定料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類のいずれかを添えて、湯沢町教育委員会を経由して町長に提出しなければならない。1号、英語検定の1次試験の検定結果通知の写し。2号、受検票の写し。3号、検定料の支払いを証明する書類の写し。補助金の交付決定。第8条、町長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、英語検定料補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。補助金の交付。第9条、町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金を口座振込により申請者に交付するものとする。委任。第10条、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。附則、施行期日。この要綱は、令和6年4月1日から施行する。以上です。

（教育長） ありがとうございました。この件についても以前ご説明させていただきました。趣旨等については今ほど部長から説明いただいたとおりであります。文言で気になったのですが、第2条は「湯沢町立中学校」と言っていて、下のほうは、第4条は「湯沢町立湯沢中学校」の「湯沢」が入っているのですが、これはどうなのでしょうか、法令上の条文としては。

（教育長） 上のほう、第2条に「湯沢」を追加してよろしいですか。

（ そうですねの声あり ）

（教育長） 上に「湯沢」の追加をお願いいたします。ただいまの議案について、ご質問のある方おられましたらお願いいたします。

（委員） 受検料って概ねどのくらいの金額なのか見当がつかないです。

（教育長） 英検5級から始まりまして、大体多くの場合、準2級ぐらいまでですが、5級が多分2,000円から2,500円ぐらいで、一番高いほうで4,500円、5,000円ぐらいになるかなと思います。どの級を受けるか、それは子供たちが選ぶことであって、受けた級によって金額は異なります。

（委員） 全額補助ですか。

（教育長） 例えば、5級が中学校1年生程度、4級が中学校2年生程度、3級が中学校3年生程度となりますので、順調に年1回受けて合格していくれば無料で英検3級まではいけるという、そういう仕組みです。

（委員） 基本的には初め払って、後でお金を戻すというシステムですか。

（教育長） そうです。検定料は受検会場によって異なる場合があり、いわゆる協会のほうか

ら指定される検定会場の指定の仕方によって若干金額は変わったりするらしいのです。ですので、これ一概に幾らとははっきり言えないです。

(委員) 第6条の「ただし、同一の試験日に複数の級を受検する場合にあっては」とあるが、こういうことができるのか。

(教育長) 確認します。誰かこれ分かりますか。

(子育て教育部長) これは、実際に先行してやっている市町村の要綱を参考につくっていますので、実際にそういうことがあったと推定はされますが、実際にできるのかどうか確認しないと分からないです。一つの会場で違う試験を受けたりする場合もあるかもしれません。

(教育長) ここは補助金の額を定めている条項になりますので、内容的には実は2番の項目のほうが意味が大きいと思います。

(委員) 年間、3回もできるのか。

(教育長) いや、3回というのは湯沢学園でやっているのが3回なので、他会場も使えばもっとできるはずです。

(委員) よそに行けば、どこでも受けられるのか。

(教育長) はい。どこでも受けられます。では、今ほどの6条の件を含めて、もう一回そういう可能性があるかどうか等を含めて学校とも確認をした上で、場合によってはこの条項は削除になるかもしれません、それはよろしいでしょうか。

(異議なし)

(教育長) その場合は、2項が第6条そのものになるかと思います。

(管理指導主事) 細かいところなのですが、受検するという言葉がたくさん出てくるのですけれども、この受験の「験」という字が検査の「検」を使うのではと。一般的には試験を受ける「験」ではなくて、検査を受ける「検」では。

(教育長) 3条の(1)の「験」ですね。

(管理指導主事) はい。

(教育長) 受験という言葉の「験」の字を全部きへんに修正するということですか。

(管理指導主事) そのほうが一般的であるというふうに思います。

(教育長) 3条の(2)が最初で次が4条に2行目に2か所、検定を受験、以下受験者。第5条に経費は、受験者が受験したとき、ここ2か所。第6条、2行目の複数の級を受験の験、補助金交付は、2項の受験者の「験」。次のページがあります。第7条(2)、受験票の写しの験で終わりでしょうか。最終的にはコンピューターに検索させますので、間違いないかと思います。

(様式のほうもの声あり)

(教育長) 様式もあります。枠内の3行目、受験年度、受験日、次の段の受験した級、添付書類2行目の受験票の「験」、これでいいですか。それで全部でしょうか。

(はいの声あり)

(教育長) それでは、今のような訂正をした上で、ご承認をいただく形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

(教育長) それでは、子供たちの学力向上、特に英語力向上を目指して子供たちの背中を押していく取組を始めたいたいと思いますが、英検受検料補助金交付要綱について、ご承認いただける方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

(教育長) ありがとうございました。全員賛成ということで議案第3号は承認されました。

それでは、本日の議題については以上で終了させていただきます。続きまして、協議事項に移らせていただきますが、協議事項は何かございますか。

(なし)

(教育長) よろしいですか。それでは、(3)、報告連絡事項に移ります。

6 協議事項

なし

7 報告連絡事項

① 各課係より報告

いじめ案件の報告

8 その他

① R 6. 4月委員会会議開催予定日について

第4回湯沢町教育委員会会議は4月26日(金)とする。また、会場は役場3階大会議室で行い、会議終了後総合教育会議を開催する。

② その他

9 閉会

午前4時10分

以上の会議録が相違ないことを確認してここに署名する。

令和6年3月27日

湯沢町教育委員会教育委員会 種村 公夫

署 名 委 員 南雲 敬一